

令和6年11月14日

各関係機関の長 殿

福島大学人文社会学群人間発達文化学類長 初澤 敏生

福島大学大学院教職実践研究科長 宗形 潤子

教員の公募について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、本学類・研究科では下記の要領で教員を公募いたします。つきましては、貴職関係者にご周知くださいますようお願いいたします。

敬具

記

1. 採用職名 : 教授又は准教授(教職大学院専任 任期なし)
2. 採用人員 : 1名
3. 所属専攻等: 教職実践研究科教職高度化専攻(教職大学院)
4. 担当授業科目

大学院(教職実践研究科教職高度化専攻/教職大学院):

「学校課題対応プロジェクト研究Ⅰ～Ⅳ」「教育実践高度化プロジェクト研究Ⅰ～Ⅳ」など実習関連科目、「教材開発と教育方法の実践と課題」「学校・学級づくりの実践研究」「ミドル・リーダー論と実際」「学校マネジメント論及び事例研究」学校経営関連科目、その他関連科目

5. 応募資格

- (1) 大学院修士課程修了以上の方、又はそれと同等の研究業績を有する方
- (2) 小学校、中学校又は高等学校での教員としての職歴が15年以上、管理職と行政としての職歴が合計10年以上、学校現場における研究授業、研究運営、さらに教育委員会への指導助言の実績があること
- (3) 福島県教育委員会・福島県内市町村教育委員会、福島県内各種学校との連携の実績があること
- (4) 福島県以外の教育委員会、各種学校との連携の実績があること。
- (5) 教職大学院の運営に参加できる方、教員養成や人材育成に意欲と熱意を持って取り組むことができること
- (6) 公刊された著書又は論文(未公刊の博士論文も可)を2報以上有する方(科学研究費補助金の研究成果報告書は、論文には含まない)
- (7) 福島市又は近郊に居住できる方
- (8) 日本語を母語としない場合には、学内外業務に支障のない日本語運用能力を有する方

6. 提出書類

- (1) 履歴書(指定様式): 写真添付、学歴(高等学校卒業以降)、職歴、所属学会等を明記したもの1通
※履歴書(指定様式)は、JREC-IN Portal の本求人公募情報に掲載しております。
- (2) 学位記の写し、又は証明書
- (3) 研究業績一覧: 著書、論文、学会発表等に区分し、書名、題名、発表雑誌名、発行所、発表学会名、

発行・発表年月等を明記すること 主要な著書・論文2～4報に○印を付すこと

- (4) 研究業績概要：上記（3）で○印を付したのものについて、それぞれ800字以内に要約したもの
- (5) 研究業績：「上記（3）に記載した著書、論文掲載雑誌等の全てにわたりその現物又は別刷り、口頭発表を明示するもの」各1部（コピー可）、公刊予定又は印刷中のものについては原稿のコピー及び掲載証明書を添付のこと
- (6) 都道府県教育委員会・市町村教育委員会・各種学校等との連携の実績：年度・教育委員会名又は学校名・連携の内容（共同研究、計画作成、指導助言等）をまとめたもの
- (7) 教育業績等：
 - ① 教職歴のある方は、担当授業科目等を具体的に記した上で、授業での工夫、本学類での教育上の抱負を、1,000字（A4一枚）程度にまとめたもの（形式は自由）
 - ② 「教材開発と教育方法の実践と課題」のシラバス案と1回分の授業案※ シラバスの形式については福島大学のシラバス（大学ホームページ掲載）を参照のこと
「授業案」の形式は自由
[シラバス検索ページ URL : http://kyoumu.adb.fukushima-u.ac.jp/a_syllabus.html]

7. 選考方法：

提出書類を審査し、必要に応じて面接を行った上で、選考を行う。

なお、面接に要する費用は応募者の負担とする。

8. 応募締切：令和6年12月6日（金）必着

9. 採用予定日：令和7年4月1日

10. 待遇：「国立大学法人福島大学職員就業規則」による

（給与は、「国立大学法人福島大学特定年俸制教員給与規程」による）

[福島大学規則集 URL : http://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_menu.html]

11. 書類提出方法：

郵送または Web 応募のいずれかの方法を選択すること。

- ① 郵送：送付先 〒960-1296 福島市金谷川1番地 福島大学人間発達文化学類支援室
（簡易書留とし、「教職大学院教員応募書類在中」と朱書きのこと。なお、応募書類等は返却しない。）
- ② Web 応募：本公募の JREC-IN Portal Web 応募から送信する。

12. その他

- (1) 福島大学は男女共同参画を推進しています。本学における男女共同参画推進施策の一環として、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」第8条の規定に基づき、選考において評価が同等である場合は、女性を優先して採用します。
- (2) 過去に学生に対するセクシャルハラスメントを含む性暴力等を原因として懲戒処分等を受けた場合には、処分内容及びその具体的な事由を履歴書等に必ず記入願います。虚偽の記載があった場合には、採用取消や懲戒処分等の対象となることがあります。

13. 問い合わせ先：

福島大学人間発達文化学類支援室

E-mail : ningen@adb.fukushima-u.ac.jp

電話番号 024-548-8101